

# 新婚生活を応援します！



★申請される方は、必ず令和8年2月末までにご相談ください

A:結婚新生活支援事業

B:早婚夫婦支援事業

最大100万円

結婚に伴う経済的負担を軽減するため、若い世代の新婚世帯を対象に支援金を支給します。

以下の①～⑥の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

(※パートナーシップ宣誓制度に基づく宣誓をした方々も含む)

- ① 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻届(※)を出した世帯かつ、夫婦双方の住民票の住所が勝山市でかつ居住している世帯
- ② 夫婦の所得合計が500万円未満(奨学金返済中は年間返済額の控除後の額)(目安:2人の合計給与収入が約730万円以下 詳しくはお尋ねください)
- ③ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ④ 過去に同支援金や類似支援金、勝山市定住化促進事業にて補助を受けていない方
- ⑤ 申請時から3年以上継続して勝山市に定住する方
- ⑥ 夫婦ともに市税を滞納していない方、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する方でないこと

支給対象者

支給額  
(裏面を参照)

A:最大60万円 住宅購入、リフォーム、家賃、引越費用  
B:最大40万円 何に使ってもOKです

(Bは夫婦の両方またはいずれかが29歳以下で、上記④の勝山市定住化促進事業との併用は可能です)

※上記の支給金は、一時所得として課税の対象となり、確定申告が必要となる場合があります。詳しくは、税務署におたずねください。

申請方法

- ・必ず申請前に相談(事前相談)をしてください。
- ・事業の詳細は、ホームページ又は、下記までお問い合わせください。※予算の状況により、申請受付を終了する場合がありますので、お早めに相談・申請をしてください。

相談・申請  
期限

事前相談期限: 令和8年2月27日(金)まで

申請書提出期限: 令和8年3月31日(火)まで

勝山市教育委員会 こども課 子育て相談係

問合せ先 〒911-0804 勝山市元町1丁目5番6号 教育会館2階

Tel: 0779-88-8771 Fax: 0779-88-1120



# 年齢別支援金額 早見表

## 【対象世帯】

夫婦の合計所得500万円未満（※）で、  
婚姻時の年齢が夫婦ともに39歳以下

（パートナーシップ宣誓制度に基づく宣誓をした方々も含む）

※目安：2人の合計給与収入が約730万円以下 詳しくはお尋ねください

### A:結婚新生活支援事業

※住宅購入、リフォーム、  
家賃、引越費用への補助

### B:早婚夫婦 支援事業

（何に使ってもOKです）

夫婦の年齢要件

本人 パートナー

29歳 以下	25歳 以下
-----------	-----------

最大60万円

40万円

最大  
100万円

26歳 ～ 29歳	26歳 ～ 29歳
-----------------	-----------------

最大60万円

30万円

最大  
90万円

30歳 ～ 39歳	25歳 以下
-----------------	-----------

最大  
30万円

40万円

最大  
70万円

30歳 ～ 39歳	26歳 ～ 29歳
-----------------	-----------------

最大  
30万円

30万円

最大  
60万円

30歳 ～ 39歳	30歳 ～ 39歳
-----------------	-----------------

最大  
30万円

最大  
30万円

★ A:結婚新生活支援事業、B:早婚夫婦支援事業の一方だけの申請もできます。

★申請される方は、必ず令和8年2月27日までにご相談ください